

14.訪問販売お断りシール

消費生活センターでは、消費者が訪問販売を断りたい場合に、その意思表示をするためのシールをお配りしています。

「悪質な訪問販売」と「すべての訪問販売」を断る２種類があり、玄関やインターホン付近に貼ってご活用いただけます。

また、悪質な電話勧誘販売への対処法のシールも併せてご利用ください。断っている消費者に繰り返し同じ勧誘をすることは、法律や条例で禁止されています。

配付場所：消費生活センター、市政情報センター、
各区役所市政情報コーナー、公民館

悪質な訪問販売による被害を防ぐための「訪問販売お断りシール」です。

①

**悪質な訪問販売
お断り!**

堺市立消費生活センター
大阪府警察

※このシールを貼っている住居を訪問し勧誘を行う行為は、堺市消費生活条例違反となります。

②

**訪問販売
お断り!**

堺市立消費生活センター
大阪府警察

※このシールを貼っている住居を訪問し勧誘を行う行為は、堺市消費生活条例違反となります。

(活用方法は裏面を参照してください。)

③

悪質電話勧誘対処法

1. 「いりません」とはっきり断り、話の途中でも電話を切りましょう
2. 何回かかかってきてもすぐに電話を切りましょう

悪質商法などの消費者トラブルで困ったときは一人で悩まずにすぐ相談!!

堺市立消費生活センター
電 話 072-221-7146
ファックス 072-221-2796
相談時間/9:00~17:00
(土・日・祝祭日・年末年始除く)

大阪府警察本部悪質商法110番
電 話 06-6941-4592